



JAL不当解雇撤回ニュース

No418号 2015.01.10
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局
連絡先: 航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4
フェニックスビル内
TEL: 03-3742-3251 FAX: 03-5737-7819
<http://www.jalkaikotekkai.com>

皮肉な結末 JALの乗員養成 パイロット奨学金制度(500万円)始まる 破綻の裏で行われた、パイロットの内定切り

JALの奨学金制度

JALはパイロット人材確保のために奨学金制度の開始を明らかにしました。

ホームページ上で、私立大学パイロット養成課程にチャレンジする学生を応援し、日本の航空輸送の発展

子会社にも口をはさむ管財人

JAL破綻の2010年当時から世界的なパイロット不足に陥ることは既に予測されていました。

こうした状況の中、JALは会社更生法を適用し事業規模の縮小と整理解雇まで行いました。JAL本体では、パイロット訓練所を閉鎖し養成を中断し、全ての訓練生にたいして会社を去るか地上職員へ職種変更するかを迫りました。

さらに、当時の子会社であり、破綻していなかったJALエクスプレス社のパイロット養成にも、管財人は口を挟み大きな影響を及ぼしました。

JALエクスプレス社とは

JALエクスプレス社は、1997年4月にJALの小型ジェットであるB737型機部門を受け持ち、新興航空会社(スカイマーク社、エアドゥ社など)のような格安運航をめざし設立されました。

労働条件は、人件費削減のために劣悪であり、賃金はJAL本体のおよそ半分をめざし、15年間運航を続けました。

パイロットの内定切り

JALエクスプレス社において2010年8月以降に入社するはずであったパイロットの内定者は、JAL本体の破綻と再生の中で、入社時期の変更や訓練延期、さらに訓練中止と地上職への採用の検討、そして最後には内定解約ということとなり、大きくその運命を翻弄されました。

そもそも、企業が合理的な理由もなく、内定取り消しを行うことは許されません。パイロット養成は、各企業によって多様であり、JALエクスプレス社におい

JAPAN AIRLINES JAL GROUP NEWS

「パイロット奨学金給付金制度』を設立
～私立大学パイロット養成課程にチャレンジする学生を応援します～

2014年12月26日
第14197号

JALは、本日、私立大学パイロット養成課程の学生の方を対象とした、新たな奨学金給付金制度を設立することを決定しました。奨学金の給付を通じて、勉学・訓練に励むパイロット養成課程の学生を応援し、日本の航空輸送の発展に貢献します。

2020年の訪日旅客数2,000万人達成に向けたさらなる航空ネットワークの拡大、地域航空の維持発展のため、今後、日本の空におけるパイロットの需要がますます高まることが予想されています。現在、その需要への対応を検討するため、関係者により航空機操縦士養成連絡協議会(※1)が立ち上げられ、JALメンバーとして参加しています。

(※1) 国土交通省との協力の下、航空機の操縦士養成に係る高学卒の関係者が連携し、操縦士供給能力の拡充などに向けた課題解決に向けた検討および取り組みを目的とした協議会。

JALとして、日本の航空業界、ならびに社会全体に対してなんらかの貢献ができないかという思いから、日本のパイロット養成能力のさらなる強化に向け、検討してまいりました。その結果、私立大学パイロット養成課程から、次世代の優秀なパイロットが多く輩出され、日本のさまざまな航空会社で活躍し、航空業界全体の発展に寄与することを目的として、「パイロット奨学金給付金制度」設立を決定しました。

今後、各私立大学、関係機関、航空機操縦士養成連絡協議会と協議・調整の上、詳細を決定しますが、制度の骨子は以下のとおり予定しております。

- ・対象者は、私立大学パイロット養成課程で給付を希望する学生
- ・対象人数は毎年最大30名程度を新規に対象者とする
- ・1名あたりの給付額は、在学中(4年間)合計最大500万円程度
- ・公益法人による制度運営を行う
- ・制度開始時期は2015年度

JALは奨学金給付金制度を通じて、一人でも多くの若者にパイロットを目指していただくことを願うとともに、世界・地域をつなぐ、日本の翼の将来を担うパイロットにチャレンジする学生を応援します。

(注) 本件は日本の航空業界ならびに社会全体に対する貢献という観点から設立するものであり、奨学金給付金への応募はJALグループへの採用選考とは関係ありません。(奨学金給付を受けた学生に適用については条件はありません。) また航空機操縦士養成連絡協議会において検討が進められる、学費負担軽減への取り組みにも積極的に参加する予定です。

以上

に貢献すると説明しています。

その内容は、2015年度から、毎年最大30名程度に、4年間で最大500万円程度を給付するとなっています。このことだけをみれば、日本のパイロットを育成し社会貢献につながることで評価はできます。

しかしながら、わずか4年前に行った、JAL子会社のパイロット要員の内定切りを忘れてはなりません。

ても自社の乗員計画において採用を行ってきたのです。

JAL エクスプレス社の内定取り消しの在り様は、親会社である JAL 本体の再生と歩調を合わせるように、入社時期の変更や、訓練中止の提案などが行われました。また、その過程においても十分な説明が行われておらず、内定辞退を強要する会社の対応は執拗であり、26 人が内定解約に応じざるを得ず、最後まで固辞した 6 人が内定切りとなりました。

JAL エクスプレス社は、職業安定法施行規則 17 条に定める企業名の公表を避けるために、同意できないものが 10 名未満となるまで内定辞退を強要したのでした。

皮肉な結果

JAL エクスプレス社の内定切り問題は、当時の乗員組合としても重大に受け止め、その撤回に向けて交渉をしましたが、会社からは、「管財人の決定である」としか説明がありませんでした。

わずか 4 年前に行われたことではありますが、振り返れば、管財人が行った JAL グループ全体の乗員養成計画の杜撰さは、将来的な JAL の発展に障害を生じ、結果として、奨学金制度を設立させるなどの皮肉な結果を招きました。

解雇者を戻すことが解決策

JAL は 2010 年大晦日に 81 人のパイロットを解雇し、その後 170 人ものパイロット流出を招いています。

職場では、パイロット不足により法律で定める年間飛行時間制限まで飛行するパイロットが増加し、健康面や安全面での影響も無視できない状況となっています。そのため、60 歳をこえるパイロットの再雇用も提案されています。

一方で、今後の日本におけるパイロットの需要がますます高まる中、JAL に求められていることは、解雇したパイロットと退職強要によって JAL を去って行ったパイロットを職場に戻すことなのです。

		JAL エクスプレス社の対応	JAL 本体再建状況
2009年	10月	内定式で「入社時期は H22 年 8 月以降」と説明	
2010年	1月		会社更生法の適用申請
	2月	会社説明会で「入社時期は 12 月が H23 年 3 月」と説明	
	4月	グループ合同入社式	国内外 45 路線の撤退
	6月	会社説明会で「訓練延期を検討する」と説明	JAL 本体訓練生 130 名、配置転換
	7月	会社説明会で「地上職での雇用を検討。入社時期は本 (H22) 年度中」と説明	
	8月	会社説明会で「訓練は中止。地上職に残るのも難しい」と説明	会社更生計画案の提出
	10月	会社説明会で「一時金を受け取った上で内定解約に同意」など選択肢を提示	
	11月	申請書提出期限	更生計画の認可
	12月	内定解約通知 26 人	パイロット整理解雇 81 人
2011年	1月	内定取り消し 6 人	